

獨協医科大学栃木県地域枠制度の内容確認票

* 確認したら□にチェックを入れてください。

1 制度の概要

- ☐ 本地域枠制度は、将来、栃木県の地域医療に貢献しようとする志を持った学生を選抜することを目的としている。
- ☐ 栃木県地域枠入学者は、栃木県と栃木県医師修学資金貸与契約を締結し、大学卒業まで修学資金の貸与を受けることとなる。
- ☐ 栃木県地域枠入学者は、大学を卒業し、医師免許を取得した後、栃木県職員として採用され、貸与期間の1.5倍の期間、栃木県が指定する公的医療機関等において、医師として業務に従事する。

2 貸与契約の内容

- ☐ 貸与期間の1.5倍の期間、栃木県が指定する公的医療機関等において、医師として業務に従事した場合、修学資金の返還が全額免除される。
- ☐ 大学を退学した場合や医師国家試験に2年連続して不合格となった場合は、修学資金貸与契約が解除される。
- ☐ 貸与契約を解除されたときは、貸与を受けた修学資金の額に年10%の割合で計算した利息を加えて、一括で返還しなければならない。
- ☐ 栃木県地域枠入学者には、「栃木県キャリア形成卒前支援プラン」及び「栃木県キャリア形成プログラム」が適用される。
- ☐ このほか、修学資金の貸与内容や大学卒業後の勤務条件（返還免除の要件）など、貸与契約の詳細は、栃木県医師修学資金等貸与条例、栃木県医師修学資金等貸与条例施行規則及び栃木県医師修学資金貸与事業の手引【獨協医科大学における栃木県地域枠】に定めるとおりである。

3 大学卒業後の勤務

- ☐ 大学卒業後の初期臨床研修は、獨協医科大学病院で履修する。
- ☐ 臨床研修修了後は、県が個別に指定する県内の公的医療機関等に派遣され、医師として業務に従事する。
- ☐ 勤務する診療科の選択は、初期臨床研修修了時点で県が指定する地域医療に必要な診療科※の中から行う。
- ☐ 栃木県職員として採用されていることから、返還免除の要件を満たすまでの期間内に県内の公的医療機関等における勤務を一時中断し、大学院への進学、県外医療機関での研修・勤務

及び海外留学を行うことはできない。

- ☐ 修学資金貸与契約を解除し、貸与を受けた修学資金等を一括返還したとしても、地域枠として入学した事実は残り、初期臨床研修及び専門研修の履修に当たって、一定の制限を受ける場合がある。

令和 年 月 日

(自署)

入学者住所

氏名

(自署)

保護者住所

氏名

※ 現時点で県が指定を想定する診療科は、内科、外科、整形外科、産科、麻酔科、小児科、救急科、総合診療科の8科です。